

2026年度 法科大学院

第2期入学試験問題

2時限

民法

(論文集)

試験時間 50分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民法]

下の【事実】（１）から（３）までを前提に、下の【設問】に答えなさい。

【事実】

- （１） Xは、宝石、貴金属の販売を業とする会社である。Yは、ホテル経営を業とする会社であり、神戸市内において△△ホテル（以下「本件ホテル」という。）を経営している。
- （２） Xの代表取締役である甲山一郎（以下「甲山」という。）は、Xが神戸国際展示場で開催される宝飾展に商品展示をする予定であったことから、令和6年6月13日午後5時30分頃、バッグ2個及び段ボール箱1個を持参して宿泊のため本件ホテルに赴いた。上記バッグ2個には、X所有のペンダント、イヤリング、ネックレス等の宝飾品が入っていたところ、これらの宝飾品の価額は2846万8181円を下らない。甲山は、フロントにおいて宿泊手続を済ませた後、本件ホテルのベルボーイである乙川三郎（以下「乙川」という。）に対し、在中品の内容を告げることなく上記バッグ2個を客室まで運搬すること及び段ボール箱を宅配便で東京へ発送することなどを依頼した上、客室へ向かった。乙川が、その後間もなく、甲山から預かった段ボール箱を宅配便で発送する手続をしていたところ、上記バッグ2個が何者かにより盗まれた（以下、この盗難事故のことを「本件盗難」という。）。
- （３） 本件盗難当時の本件ホテルの宿泊約款には、「宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。」という規定があった（以下、このただし書のことを「本件特則」という。）。

【設問】

Xは、Yに対し、本件盗難について乙川には過失があると主張して、民法715条1項に基づき、上記宝飾品の価額相当額の支払を請求した。これに対し、Yは、本件盗難については本件特則が適用されると主張した。

上記Xの請求は認められるか、上記Yの主張を踏まえて、論じなさい。なお、上記宝飾品の価額相当額に対する遅延損害金については論じなくてよい。

また、本件特則については、商法596条、597条、およびこれと同趣旨の規定である同法577条を参考にしなさい。